

# 犬の登録と狂犬病予防注射をしましよう

生後3カ月以上の犬は、登録と毎年1回の狂犬病予防注射を接種することが法律で定められています。

狂犬病は、日本ではなじみの薄い病気ですが、世界では毎年5万人以上が狂犬病で死亡していると言われています。

残念ながら現在でもその治療方法は確立されておらず、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。

日本を含むアジアでは、狂犬病の流行を媒介する動物は犬のみであり、予防注射を接種する以外に狂犬病を予防することができません。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を接種させることは飼主の義務です。必ず行いましょう。



(1) 狂犬病予防注射料  
2,950円

(2) 注射代金等  
II. 登録が済んでいない飼い犬の場合  
2,950円

## ◎集合注射を実施します

町では次のとおり狂犬病予防の集合注射を実施します。

現在、犬を飼っていて登録していない方や注射を受けさせていない方も、この機会に予防注射を行ってください。(現在獣医にかかっている場合は、医師の指導に従ってください。)

### ○持参するもの

I. 登録が済んでいる飼い犬の場合

(1) 狂犬病予防注射済票交付申請書(3月中旬に郵送したはがき)

※狂犬病予防注射済票交付申請書(はがき)を忘れてしまうと注射することができませんので、忘れずにご持参ください。

(2) 注射代金等

2,950円

②注射済票交付手数料  
350円

③登録手数料  
2,000円

※代金をお支払いの時、お釣りが出ないようご協力ください。

※その他、フンを片付ける際に必要なスコップ、ビニール袋等をご持参ください。

### ②当町を転出される方

当町から交付された「鑑札」と「狂犬病予防注射済票」を持つて、新住所地の市町村で変更の手続をしてください。

## ◎ルールを守つて飼いましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。「自分の犬はおとなしいから大丈夫」、「昼間は散歩ができない」などの理由により夜間に放したりすることは大変危険です。

犬の飼主は、次のようなルールを守つて正しく飼いましょう。

① 散歩中、犬がフンをしたときは必ず持ち帰りましょう。

② 引き綱、首輪は切れそうにな

つていませんか。現在、犬をつないでいるもので十分かどうか確認をしましょう。

③ 迷い犬等の連絡が入ったときには、迷子札、注射済票または登録鑑札で飼主を照会することができますので、首輪に注射済票等を付けましょう。

④ ペットが逃げてしまつた場合は、飼主が責任を持つて探しま

## ◎手続きをきちんとしましよう

次の飼主の方は、きちんとしました手続きをしましよう。

① 当町へ転入された方

すでに旧住所地で犬の登録をされていた場合には、新しい鑑札と交換しますので、交付され

た「鑑札」と「狂犬病予防注射済票」を持参して、建設環境課までお越しください。

迷い犬が徘徊していて困る、

野良犬が徘徊していて困る、

迷い犬が自宅にいるので保護し

てほしいといった相談は、茨城

県動物指導センターへ直接ご相

談ください。

③ 飼い犬が亡くなつてしまつた場合

当町に登録してあります台帳

を抹消させていただきますので、建設環境課まで連絡してください。

○お問い合わせ  
・建設環境課 生活環境G  
・茨城県動物指導センター

☎ (84)3618 (直通)  
0296(72)1200